

栃木県再犯防止推進計画



令和2年2月

栃木県

「更生を目指す人」が共に歩むことのできる

“とちぎ”の実現のために

犯罪などのない、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現は、県民のすべての願いです。

この実現に向けて、県民の皆様や関係機関・団体等の御尽力により、県内の刑法犯認知件数は、平成16年から16年連続で減少してきましたが、一方で、検挙者の約半数は再犯者との現状を踏まえると、犯罪を繰り返してしまうという、本人にとっても、また、社会にとっても不幸な循環を断ち切る取組の充実が求められております。

こうした状況の中、今般、県におきましては、国、市町及び関係団体と一体となって、罪を犯した者の円滑な社会復帰と地域での受入態勢の整備を図るため、令和2(2020)年度からの5年間を計画期間とする「栃木県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画では、社会において、「更生を目指す人」を温かく見守り、応援し、一緒に頑張っていこうという理解や支援の輪が広がるよう、更生と社会復帰に向けた「生活環境の整備」、犯罪や非行をした人たちの「更生意欲の醸成」、国、市町及び協力団体等の連携による「サポート体制の構築」及び社会からの支えを広げていく「理解促進」のための4つの施策を推進することとしています。

これらの施策を通じて、「更生を目指す人」が共に歩むことのできる“とちぎ”の実現を目指して参りますので、引き続き、県民の皆様や関係機関・団体等の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、法務省の関係機関、更生保護の関係団体及び県民の皆様などから、貴重な御意見・御提言をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

令和2(2020)年2月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1	計画の位置付け	1
第2	計画の対象者	1
第3	計画期間	1
第4	取組の視点	2
第5	施策	4
1	生活環境の整備	5
(1)	就労支援	
(2)	住宅確保支援	
(3)	保健医療・福祉による支援	
(4)	非行防止・修学支援	
(5)	犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等	
2	更生意欲の醸成	13
(1)	「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」との連携	
(2)	家族等への支援	
3	サポート体制の構築	15
(1)	国との連携	
(2)	市町との連携	
(3)	協力団体との連携	
(4)	関係団体等との連携	
(5)	協力者に対する表彰	
4	理解促進	19
(1)	広報・啓発活動	
(2)	更生保護活動の理解促進	
第6	推進体制・フォローアップ	20
■	参考資料	21
■	栃木県再犯防止推進連携会議設置要領	26
■	関係先一覧	28
■	再犯の防止等の推進に関する法律	33
■	用語説明	39

第1 計画の位置付け

再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「法」という。）第3条に規定する基本理念を踏まえ、第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

【再犯の防止等の推進に関する法律第3条要約 基本理念】

- ◆犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ◆犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援が受けられるようにする。
- ◆犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯防止等に重要である。
- ◆調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

第2 計画の対象者

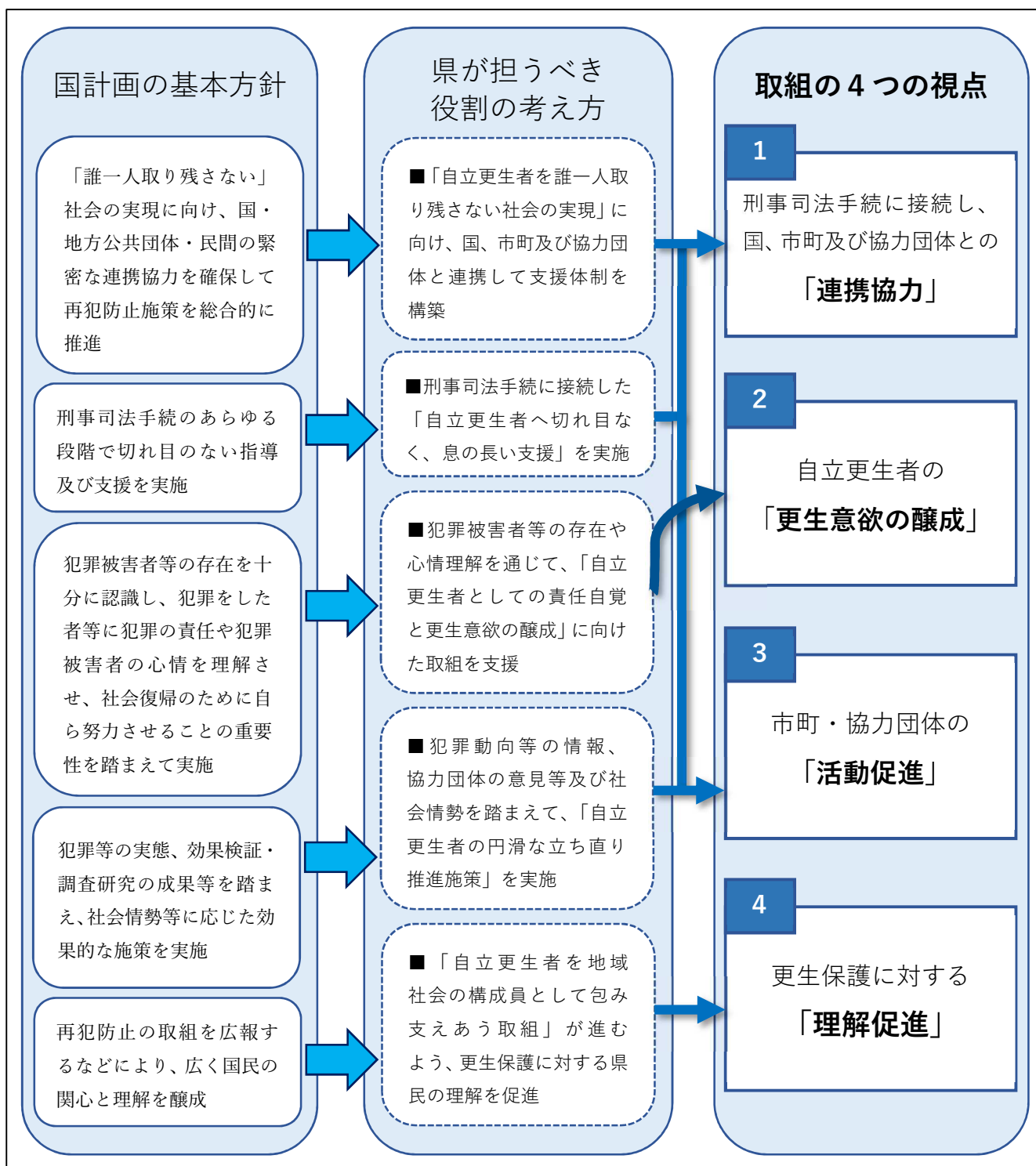
法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」のうち、更生への思いがある人（以下「自立更生者」という。）とします。

第3 計画期間

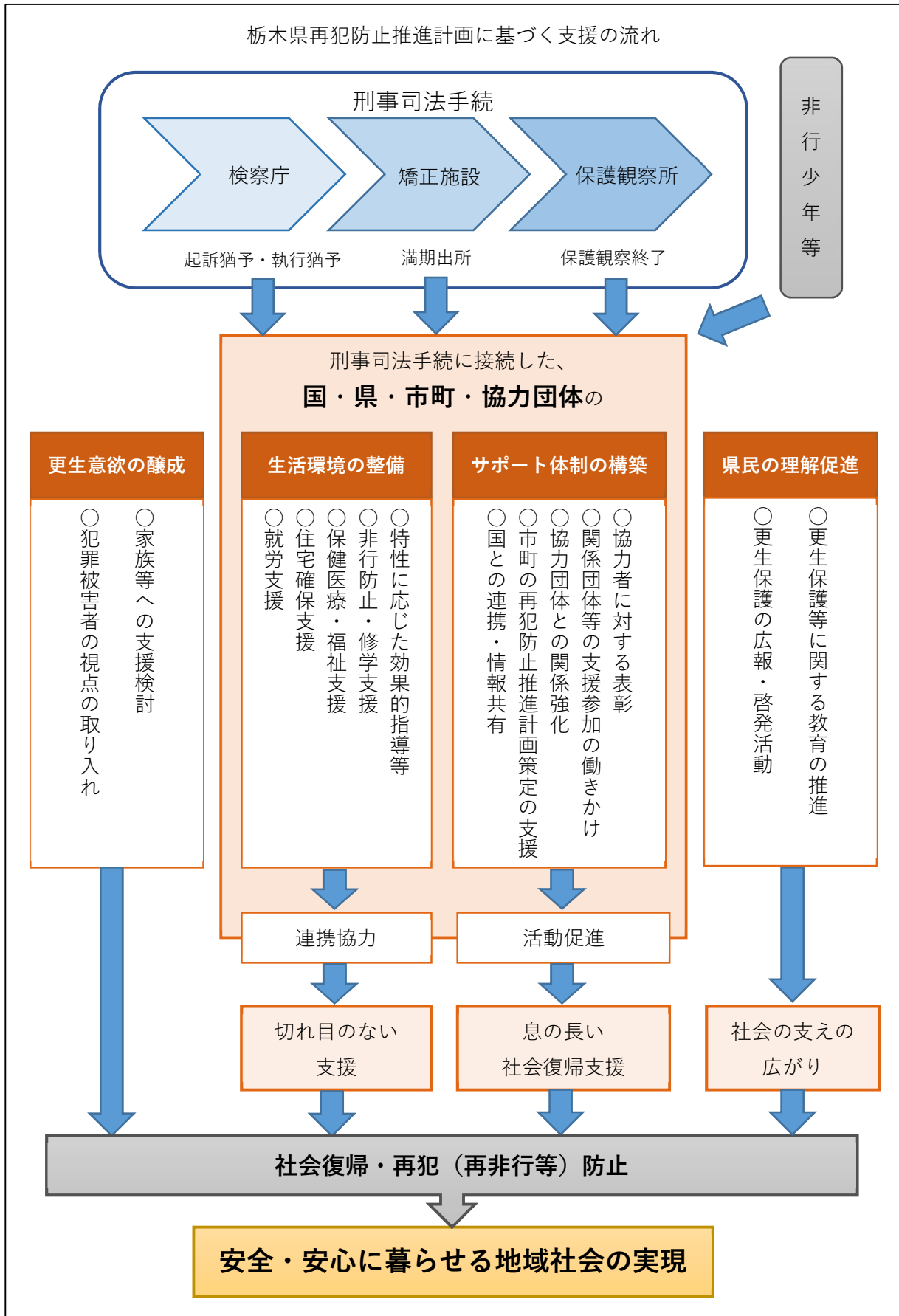
令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間とします。

第4 取組の視点

国が法第7条第1項の規定に基づき策定した再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定。以下「国計画」という。）の基本方針や県が担うべき役割に基づき、次の4つの視点を踏まえ、再犯防止施策の取組を進めます。

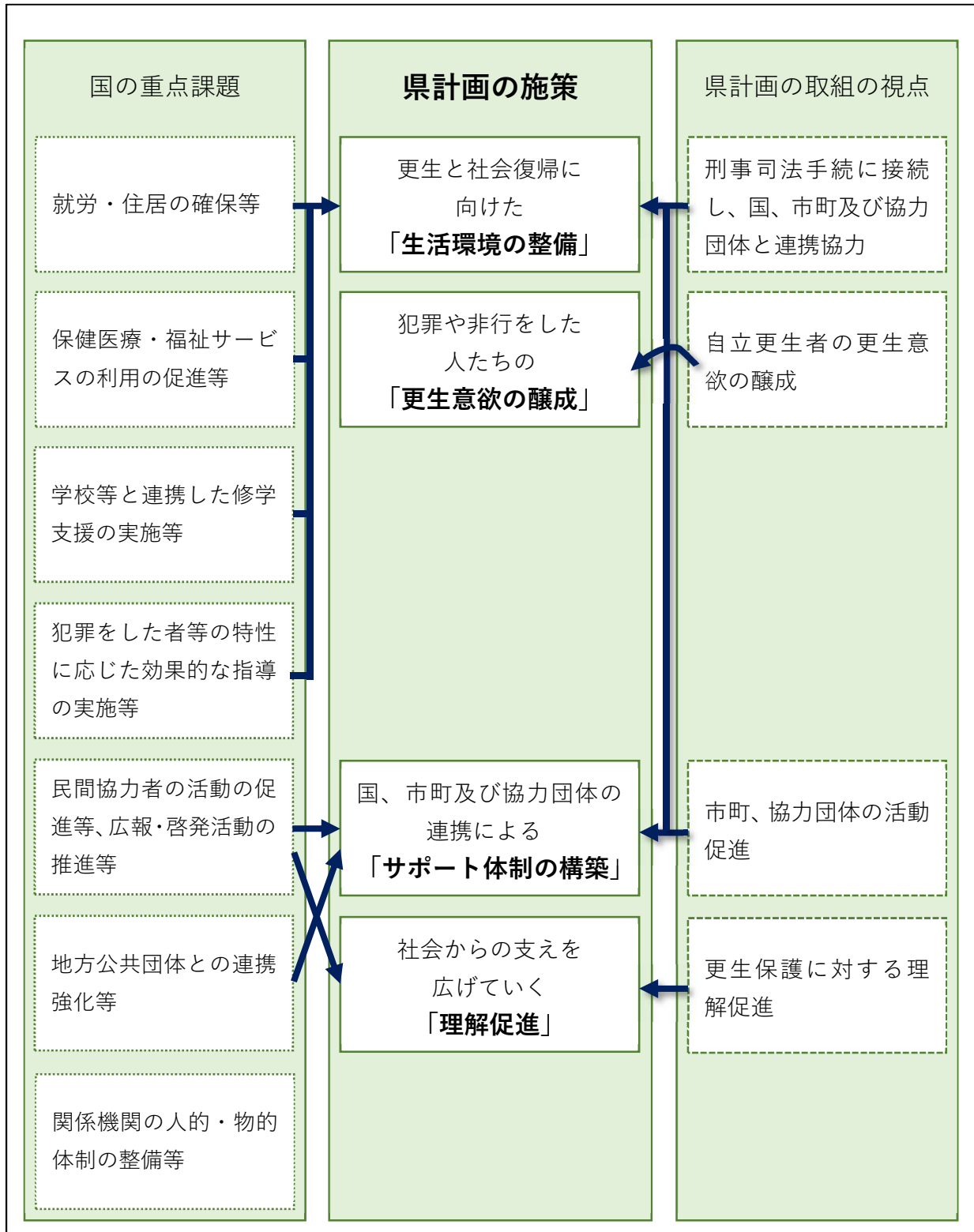


栃木県再犯防止推進計画に基づく支援の流れ



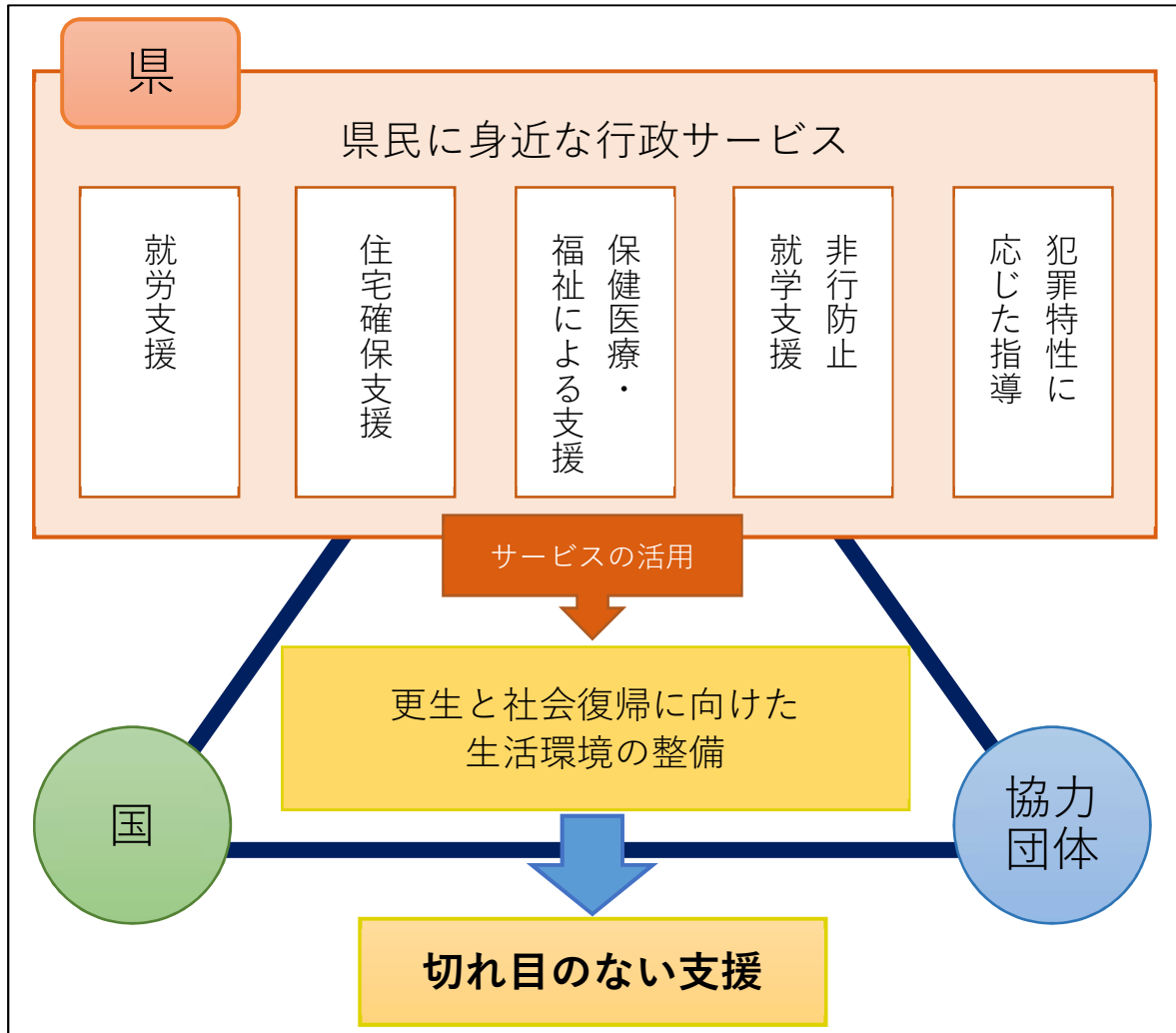
第5 施策

県においては、国計画に掲げられている重点課題と県計画の取組の視点を踏まえて、再犯防止施策に取り組みます。



1 生活環境の整備

県が提供している県民に身近な行政サービスを活用し、国の関係機関及び協力団体との役割分担と連携のもとで、自立更生者に対し、切れ目のない支援を行い、更生と社会復帰に向けた生活環境を整えていきます。



(1) 就労支援

<現状・課題>

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、また、無職者の再犯率は有職者に比べ約3倍と高くなっています。

国では、平成18年度から法務省と厚生労働省とが連携した「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を開始し、保護観察対象者等に対するハローワークでの専門的支援やトライアル雇用などが行われています。

さらに、犯罪をした人などを雇用する事業者への支援や保護観察対象者への就労支援を行う全国就労支援事業者機構の設立を受けて、本県においても、平成21年10月に「特定非営利活動法人栃木県就労支援事業者機構」が設

立されています。

栃木県就労支援事業者機構などの取組により、平成 29 年度の保護観察取扱い人数に占める就労支援率は 19.2%（全国平均 3.7%）と、全国トップの実績となっています。

一方、保護観察が終了すると、原則として保護観察所は自立更生者に関わることができず、就労につながった場合でも働く中で発生する様々な問題で離職するケースもあり、刑事司法手続終了後の支援体制などが課題となっています。

＜県の取組＞

宇都宮保護観察所、栃木労働局、各ハローワーク及び栃木県就労支援事業者機構などで構築されている自立更生者に対する就労支援体制をサポートする施策に取り組めます。

ア 矯正施設における職業訓練等への協力

＜国＞

国計画は、「矯正施設における職業訓練の充実」を図ることとしています。

栃木刑務所では6種類（美容科、介護福祉科、総合美容技術科など）、喜連川社会復帰促進センターでは 15 種類（調理師科、情報処理技術科、クリーニング科など）の職業訓練が実施しているほか、喜連川少年院では職業指導を行っています。

さらに、ハローワークは矯正施設に職業相談・職業紹介の窓口を設置しています。

＜県＞

宇都宮保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会及び同推進協議会などを通じて、職業訓練のノウハウを生かした支援を行っています。

イ 職業定着のフォローアップ支援

＜国＞

国計画は、「就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実」を図ることとしています。

＜県＞

「とちぎジョブモール」で実施している就労の総合相談やキャリアカウンセリングを活用し、必要に応じてハローワークの専門援助部門やうつのみや法務少年支援センター（宇都宮少年鑑別所）につなげていきます。

また、栃木県就労支援事業者機構とハローワークからの協力依頼を受けて、県立産業技術専門学校において、離転職者向け職業訓練や協力雇用主からの要請に応じて、技能習得、資格取得のための在職者訓練を行っています。

ウ 県での雇用を通じた就労支援

<国>

国計画は、「国による雇用等」の検討を行うこととしています。

<県>

宇都宮保護観察所及び栃木県保護司会連合会と「保護観察対象者の就労支援に関する協定」を締結（平成31年3月）しており、県庁での勤務経験を通じて、次の就労に結びつけるステップとなるよう、保護観察対象者の臨時雇用を行っています。

エ 公共工事における措置

<国>

国計画は、「協力雇用主の受注の機会増大」の検討を行うこととしています。

<県>

建設工事の入札参加資格審査における技術評価点数の項目への追加措置を行うなど、公共工事における協力雇用主への優遇措置を通じて、県民に対する再犯防止施策や協力雇用主の取組に係る認知度の向上につなげていきます。

オ 農業及び林業の就労支援

<国>

国計画は、「多様な業種の協力雇用主の確保」のため、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図ることとしています。

<県>

国の取組をサポートするとともに、農業や林業分野におけるノウハウを活用した就労支援を行っています。

(ア) 農業の就労支援

自立更生者が農業就労を希望する場合については、就農希望者に対し研修を実施している「とちぎ農業未来塾」を紹介し、農業の研修や就農相談に応じていきます。

(イ) 林業の就労支援

平成29年度から、宇都宮保護観察所、栃木県就労支援事業者機構、矯正施設、林業関係団体及び県等で「林業プロジェクト検討会」を設置し、保護観察対象者等の林業部門への就労支援について、勤務条件を含めた受入れの環境整備の検討を行っています。

また、栃木県林業労働力確保支援センターが喜連川社会復帰促進センター等において、林業のひと・しごとを紹介する林業セミナーを開催するなど、林業への就労について意欲のある自立更生者の発掘を行っていきます。

カ 高齢者及び障害者の就労支援

＜国＞

国計画は、障害を有している犯罪をした者等に対して、勤労意欲や障害の程度に応じた就労支援に取り組むこととしています。

＜県＞

高齢の自立更生者には、シルバー人材センターによる就業機会確保のための取組で協力していきます。

また、障害のある自立更生者の就労については、栃木労働局と栃木県が県内6圏域それぞれの障害者就業・生活支援センターに委託し、障害者やその家族からの相談や支援を行っているため、その枠組につなげていきます。

(2) 住宅確保支援

＜現状・課題＞

刑務所を満期で出所した人のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。

自立更生者の安定した生活の場となる帰住先が決まらない場合は、行政サービスの提供などの支援が途切れてしまうといった課題があります。

＜県の取組＞

帰住地の確保の支援など、地域社会における安定した生活を送るための環境を整える施策に取り組みます。

ア 県営住宅への入居

＜国＞

国計画は、「公営住宅への入居における特別な配慮」をするよう地方公共団体に要請することとしています。

＜県＞

自立更生者の県営住宅への入居について、入居要領の見直しを行っていきます。

イ 民間賃貸住宅の供給促進への協力

＜国＞

国計画は、「賃貸住宅の供給の促進」を図るため、入居を拒まない賃貸人開拓・確保に努めることとしています。

<県>

自立更生者の住まい探しを支援するため、栃木県住生活支援協議会と連携し、セーフティネット住宅に係る普及促進、情報の提供、相談対応を行っていきます。

(3) 保健医療・福祉による支援

<高齢者や障害者支援の現状・課題>

高齢者（65歳以上）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっており、また、窃盗症（クレプトマニア）などの精神疾患についての専門的対応が必要な人もいます。

<県の取組>

県では、平成21年度から「栃木県地域生活定着支援センター」において、矯正施設（この節では、刑務所、少年刑務所、拘留所又は少年院をいう。）の出所者のうち、高齢（概ね65歳以上）又は障害により福祉的な支援が必要な人への福祉サービス等の利用調整を行っています。

<薬物依存症者支援の現状・課題>

覚醒剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人前後で推移しており、新たな刑務所入所者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。

<県の取組>

本県の平成29年の人口10万人当たりの覚醒剤事犯の検挙件数は全国ワースト4位であり、再犯者率は75.2%（全国平均65.5%）と全国平均より高い現状となっていますが、初犯者（執行猶予者となり矯正施設等で教育を受ける機会がない人）に対して、平成21年度から認知行動療法を主体とした薬物再乱用防止教育事業を実施しており、その結果、参加者の再犯率は1割程度で推移し、再犯防止の効果を上げています。

ア 高齢者又は障害者への支援

<国>

国計画は、「矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等」を図り、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付けることとしています。

<県>

「栃木県地域生活定着支援センター」において、高齢（概ね65歳以上）又は障害を有するため、宇都宮保護観察所や他都道府県の地域生活定着支援センターからの協力依頼のあった矯正施設出所予定者で福祉的支援が必要とされる人に、受入施設のあっせんや福祉サービス等の申請支援等のコーデ

ィネート業務、受入施設に対するフォローアップ業務を行うとともに、矯正施設の出所者本人等からの福祉サービス等の利用に関する相談に応じて、助言その他必要な支援をする相談支援業務を行います。

イ 薬物依存症者への支援

<国>

国計画は、薬物依存のある人への支援の重要性を掲げています。

<県>

現在、法務省の委託を受けて、初犯者向けの事業で効果を上げている薬物再乱用防止教育事業の支援を満期出所者等の初犯者以外の人にも拡大適用するとともに、薬物依存からの回復を支援する民間団体をコーディネーターとし、関係機関や協力団体等のネットワークを活用した、就労や住宅確保等を含めた総合的な支援を行っています。

本事業で得られた結果を基に、切れ目のない支援が行えるよう、薬物依存症対策事業をより一層推進していきます。

ウ 生活自立への支援

<国>

国計画は、「保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化」のため、地方公共団体に協力を求めることとしています。

<県>

自立更生者のうち疾病等により早期の自立が困難な人で保護を要する状況にある人に対しては、県及び市で設置している福祉事務所において、生活保護法に基づく生活費、住居費及び医療等の給付並びに自立に向けた支援を行います。

また、生活保護に至る段階前の状況にある人に対しては、県及び市で設置している自立相談支援機関において、自立に向けた相談支援を行っています。

エ 栃木県保健医療計画及び栃木県地域福祉支援計画における位置付け

<国>

国計画は、「地域福祉計画・地域医療計画における位置付け」として、両計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行うこととしています。

<県>

栃木県保健医療計画及び栃木県地域福祉支援計画において、再犯防止の観点を踏まえます。

(4) 非行防止・修学支援

<現状・課題>

非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人が多く、刑務所に入所する受刑者のうち約6割が高等学校を卒業しておらず、平成30年の刑務所入所者で、犯罪時の居住地が本県となっている高等学校卒業未満者率は61.0%（全国平均60.7%）となっています。

県においては、自立更生者の社会復帰に必要な職業上の資格取得や幅広い知識・教養を習得し、社会人としての成長を促していくため、基礎となる修学等の支援に取り組みます。

ア 矯正施設における学習活動への協力

<国>

国計画では、「矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実」を図ることとしています。

<県>

県においては、県立宇都宮高等学校通信制課程において、喜連川教場を喜連川少年院に設置（昭和49年開設、教場設置は全国で唯一）し、修学支援を行っています。

また、矯正施設に対し、高等学校卒業程度認定試験のカリキュラムなどの情報提供を行っています。

イ 困難を抱えた少年やその家族等への支援

<国>

国計画では、少年期におけるいじめ、貧困及び虐待等の被害体験などが非行要因等の一因となっていることを踏まえ、「児童生徒の非行の未然防止等」の支援の充実を図ることとしています。

<県>

県においては、様々な困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するため、教育、福祉、雇用、更生保護など関係機関で構成する「栃木県子ども・若者支援地域協議会」を設置するとともに、「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター」において、非行防止等の観点も踏まえ、うつのみや法務少年支援センター（宇都宮少年鑑別所）等と連携しながら家族等も含めた支援を実施していきます。

また、家庭において適切な監護が得られず、学校や家庭での非行、問題行動等によって指導を要することとなった児童に対し、児童自立支援施設「栃木県那須学園」において、生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整等により、基本的な生活習慣の習得や安定した人間関係の構築等自立への

支援を行っていきます。

(5) 犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等

国計画に基づき、県においても、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。

<県>

ア 子供を対象とする暴力的性犯罪をした人の再犯防止

子供を対象とする暴力的性犯罪をした人について、刑事施設出所後の所在確認を実施します。

イ ストーカー加害者に対する指導等

ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、再犯リスクを低減するため、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理的アプローチを推進します。

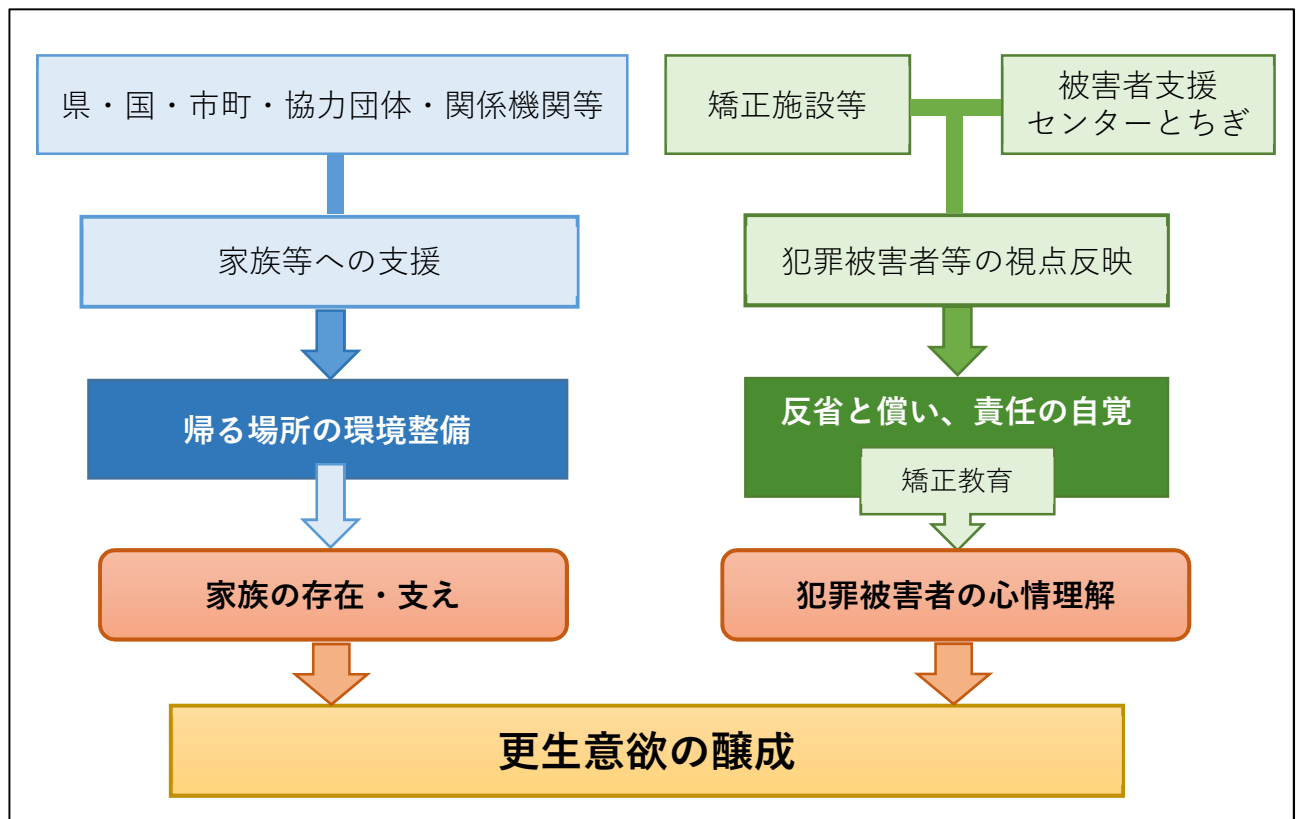
ウ 暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施します。

2 更生意欲の醸成

自立更生者の支援に当たっては、まずは、自らの犯した罪が社会に対しどのような影響を及ぼしたかを深く反省し、刑事司法手続の中で償った後で、自らが将来目指したい姿などをまとめた計画を立て、その計画に沿って、社会復帰できるように努力していくことが必要となります。

県においては、保護観察所などと連携し、自立更生者の改善更生への思いを高めていくための施策に取り組みます。



(1) 「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」との連携

<公益社団法人被害者支援センターとちぎ>

犯罪被害者を生み出さないことが最大の犯罪被害者支援となるので、再犯防止の取組は重要であることから、矯正施設等に出向いて、講話や犯罪被害者のパネル展示などを通して、矯正教育に協力しています。

<県>

自立更生者に犯罪被害者の心情理解を通して、自らの過ちの自覚と更生意欲の思いをさらに強めた上で、将来を見据え、自らの努力を促していくため、矯正施設等や被害者支援センターとちぎと連携して、改善指導や矯正教育に犯罪被害者の視点が十分に取り入れられるよう協力していきます。

(2) 家族等への支援

<現状・課題>

自立更生者の家族は世間から中傷を受けやすく、地域社会からの孤立など、深刻な状況に陥ることになり、自立更生者が帰る場所を失うおそれがあります。

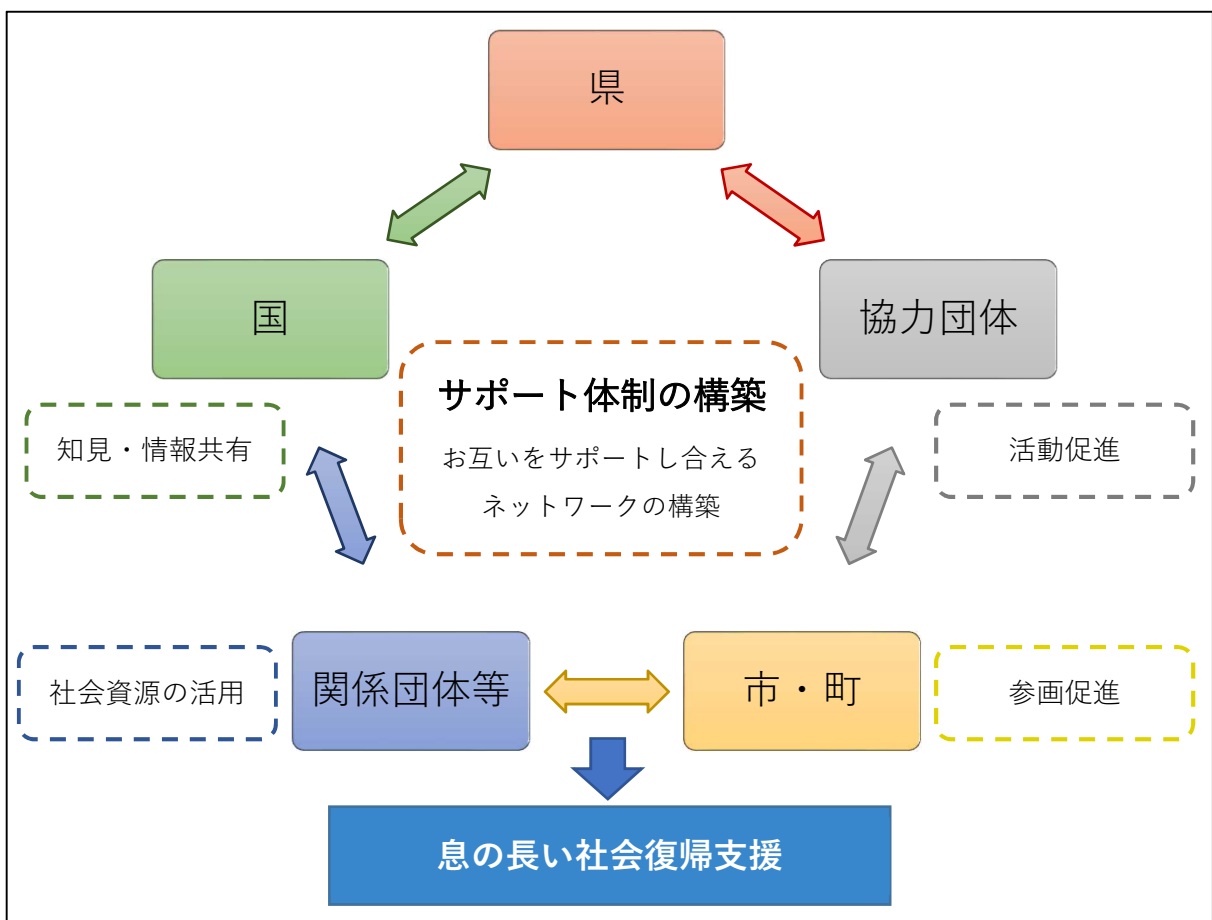
<県>

自立更生者が帰ることのできる場所を整え、家族等からの支えを得られるようにすることが、更生意欲の促進につながると考えられたため、平穏な生活を営むことができるように、家族等に対してもその生活状況にも十分配慮した支援について検討します。

3 サポート体制の構築

自立更生者の中には、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多く、社会復帰の途上で一つ一つそれらの解消又は緩和を図っていく必要があります。

県においては、自立更生者に対する息の長い社会復帰支援のため、国、市町及び協力団体を含む関係団体等の連携・協力や活動を促進し、さらに、協力団体等が各々の専門性を発揮し、お互いをサポートし合えるネットワーク体制を構築するための施策に取り組めます。



(1) 国との連携

<国>

県内には、更生保護機関である宇都宮保護観察所並びに国内最大の女子受刑者を収容する栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所（令和4年(2022)年3月廃庁予定）、喜連川少年院及び宇都宮少年鑑別所（うつのみや法務少年支援センター）の矯正施設があります。

<県>

これらの国の機関と自立更生者の支援に必要な情報共有を図るなど、連携を進めていきます。

ア 国と県、市町との情報共有

国が刑事司法手続の過程で、自立更生者に対して実施した指導・支援に関する情報のうち、県、市町が支援を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いについて十分に配慮しつつ、情報の共有化を進めていきます。

イ 国が有する知見の活用

国の刑事司法関係機関の職員を講師として、県、市町の職員を対象に自立更生者の支援に係る研修を行っていきます。

教育機関等が行う児童生徒指導の支援として、うつのみや法務少年支援センター（宇都宮少年鑑別所）や喜連川少年院が蓄積してきた少年非行等に関する専門知識やノウハウを活用できるよう、連携を促進していきます。

ウ 県、市町から国への行政サービスの利用に係る情報提供

県、市町で、各種行政サービスの利用に係る研修会などを開催する際には、必要に応じて、県内各矯正施設の職員等にも出席を求め、必要な知識の習得を通じて自立更生者に対して切れ目のない支援を進めていきます。

(2) 市町との連携

県においては、住民に一番身近な行政サービスを提供している市町と連携して、再犯防止の取組を推進していきます。

また、市町の「地方再犯防止推進計画」策定を支援していきます。

(3) 協力団体との連携

<協力団体>

県内には、犯罪や非行により「保護観察」を受けた人の生活の見守りなどを行う県内13の「保護司会」、女性の立場から地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動を行う「更生保護女性会」、様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することにより、少年の成長を支援する「BBS会」、出所後に帰る場所がない者に自立に向けた生活指導などを行う「更生保護法人（男性用：尚徳有隣会、女性用：栃木明德会）」、保護観察所から宿泊場所の提供等の委託を受ける「特定非営利活動

法人栃木DARC」などの「自立準備ホーム」、そして、更生保護事業の円滑な遂行などを支援する「更生保護法人栃木県保護観察協会」があります。

＜県＞

これらの団体との関係強化を図るとともに、団体が行う更生保護活動に協力をしていきます。

ア 更生保護団体の活動促進

＜協力団体＞

更生保護活動の中心的役割を担う県内の保護司が高齢化（H31.1.1 現在平均年齢 65.8 歳）していることや定足数を充足（定足数 927 に対し 832 名、89.8%）していないなどの課題があります。

＜県＞

保護司会連合会と連携し、保護司の活動紹介などを通じた人材確保や保護司が地域での更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンター（県内 13 保護区に設置）の機能充実に協力していきます。

また、保護司、更生保護女性会、BBS会、栃木県保護観察協会及び更生保護施設などと協力し、更生保護活動の理解促進や自立更生者の社会復帰を支援していきます。

イ 協力雇用主の活動促進

＜協力団体＞

全国就労支援事業者機構の「身元保証システム」は、協力雇用主の活動を支援するため、自立更生者を雇用したことで被った損害を保証することとしています。

＜県＞

県内の企業・団体に対して、栃木県就労支援事業者機構や県内経済団体等のほか、宇都宮保護観察所や矯正施設等と連携して、協力雇用主の意義や支援制度、企業と受刑者等のマッチングを行うコレワーク（矯正就労支援情報センター）の機能などの説明の機会を設け、自立更生者を雇用することについて広報・啓発を推進するとともに、協力雇用主の確保に向けたPRや協力雇用主会の全保護区での組織化に協力していきます。

また、協力雇用主の約半数は建設業が占めていますが、建設業以外の製造業やサービス業などの協力雇用主への登録の働きかけに加え、栃木刑務所や女性専用の更生保護法人栃木明德会に入居している女性が働きやすく、活躍できるよう、栃木県障害施設・事業協会が行っている「職業体験・就職受入等支援事業」の取組に協力して、女性の雇用に積極的な協力雇用主の開拓に取り組んでいきます。

(4) 関係団体等との連携

県においては、これまで更生保護活動に関わりの薄かった団体や関係機関等に対しては、自立更生者への支援のあり方や必要な知識等を習得するための研修等を通じて、その有する社会資源を活用して、自立更生者の社会復帰に向けた支援活動のネットワークへの参加を働き掛けていきます。

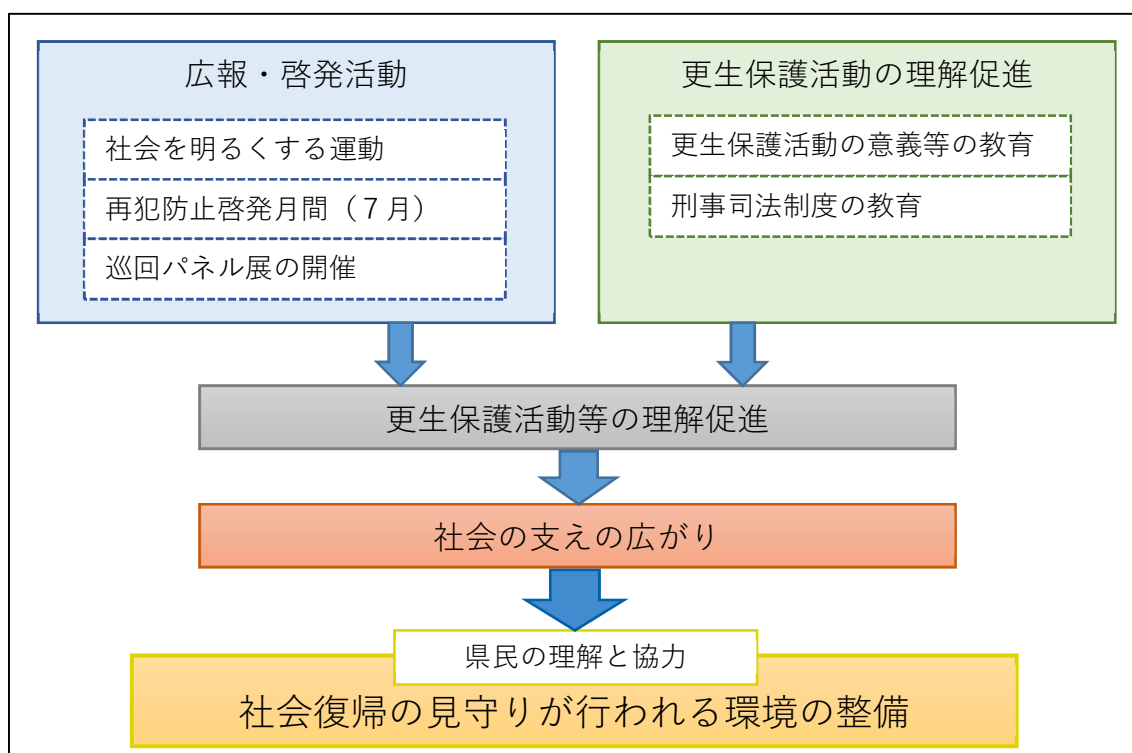
(5) 協力者に対する表彰

県においては、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間による再犯防止等に関する活動を促進するため、その貢献が顕著である団体や個人を表彰します。

4 理解促進

自立更生者の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、社会からも支えを広げていくことが必要となります。

県においては、県民の理解と協力による、社会復帰の見守りが行われる環境が整えられるための施策に取り組みます。



(1) 広報・啓発活動

社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間（7月）などを通じて、犯罪・非行防止や更生活動についての理解促進の取組が行われております。

県としては、国や協力団体とともに、自立更生者が地域社会で孤立することがないように、更生保護活動を紹介する巡回パネル展の開催などを通じて、更生保護が果たすべき役割や再犯防止について、広報・啓発活動を行います。

(2) 更生保護活動の理解促進

社会を明るくする運動では、作文コンテストを実施し、小中学生が犯罪や非行のない明るい社会について考えるきっかけづくりが行われています。

県としては、国や協力団体とともに、学校教育などを通じて、更生保護活動の意義・役割など、刑事司法制度に関する基本的な見方や考え方を身に付ける教育の推進を図ります。

第6 推進体制・フォローアップ

再犯防止に係る国、市町及び協力団体との連携による総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、栃木県再犯防止推進連携会議を設置して、計画のフォローアップなどを行います。

同連携会議のもとに、必要に応じて分科会（就労・住居、保健福祉・医療、非行防止・修学支援等）を設置し、自立更生者の円滑な社会復帰に係る取組などの効果検証を行います。

参考資料

全体

○ 県内の刑法犯認知件数の推移

(栃木県警本部の犯罪統計資料による。)

	認知件数
平成27(2015)年	14,630
平成28(2016)年	13,253
平成29(2017)年	12,767
平成30(2018)年	11,346

○ 県内の検挙者中の再犯者率の推移

(法務省調べによる。)

	検挙人数	内) 再犯者数	再犯者率(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	3,102	1,417	45.68	48.02
平成28(2016)年	2,841	1,370	48.22	48.73
平成29(2017)年	2,673	1,308	48.93	48.73
平成30(2018)年	2,551	1,213	47.55	48.81

○ 犯罪時の居住地が県内の新受刑者中の再入者(入所度数が2度以上)率の推移

(法務省調べによる。)

	新受刑者数	内) 再入者数	再入者率(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	324	201	62.04	59.45
平成28(2016)年	276	182	65.94	59.51
平成29(2017)年	291	191	65.64	59.35
平成30(2018)年	259	161	62.16	59.67

○ 宇都宮地方検察庁による起訴猶予者数及び執行猶予者数

(宇都宮地方検察庁調べによる。)

	起訴猶予者数※	執行猶予者数	
平成27(2015)年	1,616	583	※自動車による過失致死傷及び道路交通法違反被疑事件を除く
平成28(2016)年	1,360	670	
平成29(2017)年	1,388	668	
平成30(2018)年	1,237	570	

就 労

○ 宇都宮保護観察所登録の協力雇用主数及び雇用されている刑務所出所者等数の推移※

(法務省調べによる。)

	協力雇用主数	協力雇用主に雇用 されている刑務所 出所者等数
平成28(2016)年	318	38
平成29(2017)年	346	32
平成30(2018)年	402	35
平成31(2019)年	457	24

※各年4月1日現在の数値を計上

○ 宇都宮保護観察所の観察終了時の無職者数の割合

(法務省調べによる。)

(仮釈放者・観察付全部執行猶予者)

※職業不詳の者を除く

	保護観察終了人員※	内) 無職者数	無職者割合(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	310	112	36.13	33.73
平成28(2016)年	295	105	35.59	33.33
平成29(2017)年	254	85	33.46	32.76
平成30(2018)年	285	89	31.23	30.60

(少年院仮退院者・観察処分少年)

※職業不詳の者を除く

	保護観察終了人員※	内) 無職者数	無職者割合(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	199	18	9.05	9.51
平成28(2016)年	163	16	9.82	9.26
平成29(2017)年	167	20	11.98	8.90
平成30(2018)年	129	13	10.08	8.95

○ 県内ハローワークで相談を受けた刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち

就職者の割合

(法務省調べによる。)

	支援対象者数	内) 就職者数	就職者割合(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年度	407	112	27.52	34.79
平成28(2016)年度	311	134	43.09	37.38
平成29(2017)年度	383	178	46.48	40.44
平成30(2018)年度	493	205	41.58	45.79

住居

○ 県内刑務所出所時に健全で適切な生活が可能な帰住先がない者割合の推移

(法務省調べによる。)

	刑務所出所人員	内) 帰住地がない者	帰住地がない者の割合(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	1,735	196	11.30	23.67
平成28(2016)年	1,807	214	11.84	20.65
平成29(2017)年	1,752	214	12.21	17.66
平成30(2018)年	1,606	220	13.70	17.23

○ 県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的な居場所確保者数

(法務省調べによる。)

	更生保護施設	自立準備ホーム
平成27(2015)年度	236	42
平成28(2016)年度	235	12
平成29(2017)年度	228	17
平成30(2018)年度	241	24

○ 特別調整対象者の出所(出院)時の受入先の確保状況

(統計でみる栃木県の更生保護平成31年度版による。)

	係属数	福祉施設等の受入先 が確保できた者	福祉施設等の受入先 が確保できない者	その他 (取り下げ、死亡等)
平成27(2015)年	64	30	3	3
平成28(2016)年	58	24	2	1
平成29(2017)年	54	24	2	3
平成30(2018)年	36	21	2	2

保健医療・福祉

○ 県内覚せい剤事犯における再犯者率の推移 (覚せい剤取締法の検挙者のみ大麻等を除く)

(全国分は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁、本県分は薬務課調べによる。)

	検挙人数	内) 再犯者数	再犯者率(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年	196	129	65.82	64.62
平成28(2016)年	195	114	58.46	64.85
平成29(2017)年	218	164	75.23	65.54
平成30(2018)年	175	109	62.29	65.93

○ 宇都宮保護観察所の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による

治療支援を受けた者の割合の推移

(法務省調べによる。※R2.10.29修正)

	薬物事犯保護 観察対象者数	内) 保健医療機関 等の治療支援 を受けた者	保健医療機関 等の治療支援を 受けた者割合(%)	全国平均(%)
平成27(2015)年度	157	0	0.00	3.12
平成28(2016)年度	166	4	2.41	4.44
平成29(2017)年度	168	8	4.76	5.20
平成30(2018)年度	225	27	12.00	6.80

○ 犯罪時の居住地が県内の新受刑者の入所時年齢

(東京矯正管区調べによる。)

	平成29(2017)年	平成30(2018)年
20代以下	33	27
30代	64	57
40代	78	74
50代	52	54
60代以上	64	47
合計	291	259

県内矯正施設の状況

(平成31年4月時点)

(東京矯正管区調べによる。)

(入所者の平均年齢)

	定員	入所者数	平均年齢
栃木刑務所	655	566	49.5
黒羽刑務所※	1,780	695	44.2
喜連川社会復帰促進センター	2,000	1,259	43.6

(入所者の主な罪名の割合)

	覚せい剤(%)	窃盗(%)	詐欺(%)	殺人(%)
栃木刑務所	40.8	29.7		8.7
黒羽刑務所※	16.2	18.7	14.8	
喜連川社会復帰促進センター	15.6	31.1	21.6	

※黒羽刑務所はR4年で廃庁予定

県内保護区

(平成31年4月時点)

(統計でみる栃木県の更生保護平成31年度版による。)

	管轄市町	保護司現在数	取扱事件数
宇都宮保護区	宇都宮市	154	254
鹿沼保護区	鹿沼市	40	40
日光保護区	日光市	61	25
芳賀保護区	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	79	66
塩谷保護区	矢板市 さくら市 高根沢町 塩谷町	59	48
大田原保護区	大田原市	35	27
那須保護区	那須塩原市 那須町	67	52
南那須保護区	那須烏山市 那珂川町	33	9
栃木保護区	栃木市	63	69
小山保護区	小山市 野木町	74	73
下野保護区	下野市 上三川町 壬生町	50	41
佐野保護区	佐野市	57	33
足利保護区	足利市	60	56
合計		832	793

栃木県再犯防止推進連携会議設置要領

(設置目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき策定した栃木県再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の推進を図るとともに、計画の対象者（以下「自立更生者」という。）に対して、関係機関・団体（以下「関係機関」という。）等との連携による総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、栃木県再犯防止推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の推進に関すること。
- (2) 再犯防止施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 自立更生者の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連携会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

- 2 連携会議に座長及び副座長を置き、座長は、栃木県県民生活部くらし安全安心課長、副座長は宇都宮保護観察所長をもって充てる。
- 3 座長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 必要に応じて、連携会議の下に特定事項を検討するため分科会を置くことができる。

(会議)

第4条 連携会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、連携会議の構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、栃木県県民生活部くらし安全安心課及び宇都宮保護観察所が行う。

(秘密保持義務)

第6条 連携会議の事務に従事する者又は連携会議の事務に従事した者は、正当な理由なく、連携会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元（2019）年12月16日から施行する。

別表（第3条関係）

連携会議構成機関

	区 分	機 関 等 の 名 称	
1	刑事施設	国	栃木刑務所
2		国	黒羽刑務所
3		国	喜連川社会復帰促進センター
4	更生保護	民	栃木県保護司会連合会
5	警察・司法	国	宇都宮地方検察庁
6		県	栃木県警察本部生活安全部 生活安全企画課
7	就労支援	国	栃木労働局
8		民	栃木県就労支援事業者機構
9		県	栃木県産業労働観光部 労働政策課
10	住居支援	民	栃木明徳会
11		民	尚徳有隣会
12		民	栃木ダルク（自立準備ホーム）
13		県	栃木県県土整備部 住宅課
14	保健医療 福祉支援	民	栃木県障害施設・事業協会（栃木県地域生活定着支援センター）
15		県	栃木県保健福祉部 保健福祉課
16		県	栃木県保健福祉部 薬務課
17	非行防止 修学支援	国	喜連川少年院
18		国	宇都宮少年鑑別所（うつのみや法務少年支援センター）
19		県	栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課
20		県	栃木県教育委員会事務局 高校教育課
21	更生意欲支援	民	被害者支援センターとちぎ（犯罪被害者等早期援助団体）
22	25の市町	各担当課	
23	庶務	栃木県県民生活部 暮らし安全安心課	
24		栃木県宇都宮保護観察所	

関係先一覧

<法務省関係機関>

名 称	所在地	電 話
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡 2 - 1 - 11	028-621-2391
栃木刑務所	栃木市惣社町 2484	0282-27-1885
黒羽刑務所	大田原市寒井 1466- 2	0287-54-1191
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川 5547	028-686-3111
喜連川少年院	さくら市喜連川 3475- 1	028-686-3020
宇都宮少年鑑別所 うつのみや法務少年支援センター	宇都宮市鶴田町 574- 1	028-648-5062
東京矯正管区 更生支援企画課	さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号 館 13 階	048-600-1560
宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡 2 - 1 - 11	028-621-2525

<県・市町担当窓口>

名 称	担当課名	電 話
栃木県	くらし安全安心課	028-623-2154
宇都宮市	生活安心課	028-632-2137
足利市	市民生活課	0284-20-2150
栃木市	福祉総務課	0282-21-2202
佐野市	社会福祉課	0283-20-3020
鹿沼市	厚生課	0289-63-2257
日光市	人権・男女共同参画課	0288-21-5184
小山市	生活安心課	0285-22-9282
真岡市	市民生活課	0285-83-8394
大田原市	総務課	0287-23-8702

矢板市	くらし安全環境課	0287-43-1114
那須塩原市	生活課	0287-62-7126
さくら市	福祉課	028-681-1160
那須烏山市	総務課	0287-83-1117
下野市	社会福祉課	0285-32-8899
上三川町	健康福祉課	0285-56-9128
益子町	健康福祉課	0285-72-8866
茂木町	総務課	0285-63-5632
市貝町	総務課	0285-68-1111
芳賀町	健康福祉課	028-677-1112
壬生町	生活環境課	0282-81-1826
	健康福祉課	0282-81-1883
野木町	総務課	0280-57-4112
塩谷町	総務課	0287-45-1111
高根沢町	健康福祉課	028-675-8105
那須町	総務課	0287-72-6901
那珂川町	総務課	0287-92-1111

< 就労関係機関 >

名 称	所在地	電 話
栃木県就労支援事業者機構	宇都宮市住吉町 10-16	028-637-3022
コレワーク東日本	さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号 館 1 階	0120-29-5089 048-601-1608
栃木労働局	宇都宮市明保野町 1 - 4	028-610-3558
とちぎジョブモール	宇都宮市駅前通り 1 - 3 - 1 KDX 宇都宮ビル 1 階	028-623-3226
栃木県林業労働力確保支援センター	宇都宮市竹林町 1030- 2 河内庁舎別館 3 階	028-624-3710

<障害者就業・生活支援センター 一覧>

圏 域	機関（団体）名	所在地	電 話	担当市町
宇都宮	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	宇都宮市 平出工業団地 43-100	028- 678- 3256	宇都宮市
県 西	県西圏域障害者就業・生活支援センター 「フィールド」	鹿沼市 武子 1566 (福)希望の家内	0289- 63-0100	鹿沼市、日光市
県 東	県東圏域障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」	真岡市 荒町 111-1	0285- 85-8451	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県 南	県南圏域障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」	壬生町 あけぼの町 5 - 6	0282- 86-8917	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県 北	県北圏域障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」	さくら市 桜野 1270	028- 681- 6633	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両 毛	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	足利市 真砂町 1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284- 44-2268	足利市、佐野市

<住居関係機関>

名 称	所在地	電 話
栃木県住生活支援協議会	宇都宮市仲町 1-1	028-612-1080

<保健医療・福祉関係機関>

名 称	所在地	電 話
栃木県地域生活定着支援センター 栃木県障害施設・事業協会	宇都宮市若草 1-10-6	028-666-4603

<非行防止・修学支援等相談機関>

名 称	所在地	電 話
栃木県子ども若者・ひきこもり 総合相談センター 「ポラリス☆とちぎ」	栃木県宇都宮市下戸祭 2-3-3	028-643-3422

<協力団体>

名 称	所在地	電 話
栃木県保護司会連合会	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-1454
更生保護法人 栃木県保護観察協会	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-1454
更生保護法人 尚徳有隣会	宇都宮市住吉町 10-16	028-633-6431
更生保護法人 栃木明徳会	栃木市神田町 3-14	0282-22-1171
栃木県更生保護女性連盟	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2391
栃木県 B B S 連盟	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2391
栃木 D A R C	宇都宮市下栗町 2292-7	028-666-8536

<更生保護サポートセンター 一覧>

(令和 2 (2020)年 2 月 1 日現在)

名 称	所在地	電 話
宇都宮更生保護サポートセンター	宇都宮市住吉町 10-16	028-633-6771
鹿沼更生保護サポートセンター	鹿沼市下横町 1302-5 まちなか交流プラザ	未設置
日光更生保護サポートセンター	日光市平ヶ崎 160 日光市中央公民館	0288-25-6161
芳賀保護区保護司会 更生保護サポートセンター	真岡市下籠谷 4412-1 芳賀地区広域行政センター内	0285-83-5115
塩谷保護区保護司会 更生保護サポートセンター	高根沢町文挾 374-1	未設置
大田原保護区保護司会 更生保護サポートセンター	大田原市本町 1 丁目 2716-5 大田原市生涯学習センター内	未設置

那須更生保護サポートセンター	那須塩原市桜町 1-5 那須塩原市いきいきふれあいセンター内	0287-73-8450
南那須保護区保護司会 更生保護サポートセンター	那須烏山市野上 703 烏山南公民館 (301 会議室)	0287-82-7753
栃木更生保護サポートセンター	栃木市入舟町 15-5 栃木市役所入舟庁舎内	0282-23-0630
小山保護区保護司会 更生保護サポートセンター	小山市中央町 2-2-21 小山市保健・福祉センター内	0285-21-3521
下野保護区保護司会 更生保護サポートセンター	壬生町通町 12-22 壬生町役場ひばり館 A 会議室	未設置
佐野保護区保護司会 更生保護サポートセンター	佐野市大橋町 2183 佐野市大橋事務所内	0283-21-0225
足利更生保護サポートセンター	足利市東砂原後町 1072 足利市総合福祉センター内	0284-44-2488

※更生保護サポートセンターの住所は、移転する場合があります。

< 犯罪被害者等早期援助団体 >

名 称	所在地	電 話
被害者支援センターとちぎ	宇都宮市桜 4-2-2	028-623-6600

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本的施策
 - 第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）
 - 第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければ

ばならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

する。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語説明

か行	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設
検挙	警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数
更生緊急保護	保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されていない全部執行猶予者及び一部執行猶予者等について、親族からの援助や医療機関、福祉機関等の保護が受けることができない場合等、その人の申し出に基づいて、食事等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託したり、生活指導・生活環境の調整等の措置を講ずるもの 期間は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲（特に必要があるときは、更に6月を超えない範囲内）
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動
更生保護サポートセンター	保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点
更生保護施設	刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して一定期間、宿泊場所や食事を提供する施設
更生保護女性会	女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体

更生保護法人	法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体（県内には、栃木県保護観察協会、栃木明德会及び尚徳有隣会がある。）
コレワーク	受刑者等の帰住地や資格取得などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関、矯正就労支援情報センターの通称
さ行	
再犯者	2度以上の刑法犯により検挙された者
再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるかを見る指標
再犯率	犯罪により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動
受刑者	懲役刑、禁固刑又は拘留刑の執行を受けている人
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設
少年鑑別所	主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容のほか、審判等のため専門的な知識により鑑別を行う施設
少年刑務所	少年受刑者や26歳未満の受刑者などを収容し、矯正処遇を行う施設
自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託（県内では栃木DARCなど）
た行	
地域生活定着支援センター	高齢又は障がい等を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設

栃木県就労支援事業者機構	平成 21 年 1 月に設立され、刑務所出所者等を雇用する事業者に対しての支援や無職保護観察少年への就労支援を行うことにより、経済界を中心に社会全体として治安改善に協力する組織
は行	
BBS 会	非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体
法務少年支援センター	少年鑑別所が、少年鑑別所法第 131 条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組むに当たり使用している名称
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの
保護観察所	法務省の地方支部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関
保護観察対象者	保護観察少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年、20 歳まで又は 2 年間の期間）
	少年院仮釈放者（少年院からの仮退院を許された少年、原則として 20 歳に達するまでの期間）
	仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人、残刑期間）
	保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人、執行猶予の期間）
保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に従事

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL

「グッドローカルなとちぎが地方のモデルになっていこう。」
ローカルの良さが詰まったとちぎが、前向きな決意を込めて宣言します。

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県県民生活部くらし安全安心課 生活・交通安全担当
TEL 028-623-2154
FAX 028-623-2182